

福井県最低賃金が23年10月1日から 時間額684円に改正されます

1 県内のすべての事業場において、最低賃金を下回る賃金の支払いが行われることがないように、チェックしていただくようご留意願います。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

参考；ここ5年間の福井県最低賃金額及び前年比上昇額の推移は次のとおりです。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
最低賃金時間額	659円	670円	671円	683円	684円
対前年度上昇額	10円	11円	1円	12円	1円



2 最低賃金の上げを支援するため、二つの中小企業支援事業があります。

中小企業事業主、関係者の方々には積極的なご活用をお願いします。

新規事業その1「中小企業相談支援事業」

(1) 制度の概要

最低賃金額の大幅な引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の経営改善を通じて各中小企業の賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となります。

このため、この課題に取り組む中小企業への支援として経営面と労働面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口として、福井県最低賃金総合相談支援センターを設置したものです。

(2) 福井県最低賃金総合相談支援センター

設置場所 福井市二の宮3丁目30番11号

電話番号 0776-26-7770

開所時間 平日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.fukui-saichincenter.com/>

Eメールでの相談は24時間受付しています。

(3) 業務の内容

① コーディネーターによる経営面及び労働面の相談

<経営面に関する相談の例>

ア 販路開拓 イ 新規事業展開 ウ 技術指導 エ 資金調達

オ マーケティング カ IT活用による経営力強化 キ 支援制度の案内

<労働面に関する相談の例>

ア 最低賃金制度の説明 イ 賃金制度、労働時間の見直し ウ 労働安全衛生対策の見直し エ 就業規則の作成 オ 人材育成 カ 業務改善助成金助成金などの案内

② 事業所への労働条件管理に係る専門家の派遣業務

専門家とは、社会保険労務士、労働安全コンサルタント、中小企業診断士です。

③ 経営改善及び労働条件管理に係るセミナーの開催業務

開催日時 平成23年10月21日 13:00～

開催場所 サンドーム福井 *参加費用 無料

新規事業その2「業務改善助成金」

(1) 制度の概要

助成金の対象；中小企業の事業主

助成金の内容；設備投資や研修の実施等の業務改善に要した費用の2分の1を支給するものです（助成金の上限は100万円、下限は5万円）。

支給のための主な条件

- ① 最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金を時間給または時間換算額（以下「時間給等」という。）で4年以内に計画的に800円以上に引き上げる計画を策定し、1年あたり時間給等を40円以上となる引上げを実施すること。
- ② 10万円以上の経費をかけて、賃金制度の整備、就業規則の作成改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施すること。

(2) 業務改善助成金の申請窓口、問い合わせ先

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776-22-2691

〒910-8559 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階



業務改善助成金 活用例 (A社)

A社 所在地 福井県坂井市内
事業内容 細幅織物業
使用労働者数 14名

業務改善の内容

- ① USB方式直織装置の導入。織りネーム製造用の直織装置について、現在、フロッピーディスク方式でデータを読み取る装置を使用しているが、これをUSB方式に変えることで作業効率を向上させる。

フロッピーディスクは磁気装置が10日程度で破損するため、正常に戻すためには、ヘッドクリーニングを数回繰り返したうえでPCからデータを読み込まなければならず、その間1~2時間程度機械の稼働を停止しなければならない。USB方式を導入すると、データが直接保存され、破損の可能性もなくなることから、大幅な作業能率向上が見込まれる。

- ② 就業規則(賃金規定)改訂

- ③ 上記業務改善の実施予定日 平成23年10月1日

費用見込み額合計 186万円

助成金の見込み額 93万円(186万円の2分の1)

賃金改善計画

事業場の最低賃金額を

平成23年10月1日 700円から740円へ

平成24年10月1日 740円から780円へ

平成25年10月1日 780円から820円へ

引き上げるもの。

(以上)